

平成18年7月4日発行

\* \* \* \* \*  
\*

担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン（第31号） \*

\*

\* \* \* \* \*

## インデックス

【1】集落営農組織による機械等の共同利用を支援します！

【2】品目横断的経営安定対策Q & Aコーナー

【3】地域の話題等

集落営農組織育成のエキスパート誕生！

～「いわて農業者ビジネスカレッジ」開校～

（岩手県、東北農政局発）

経営の法人化に向けた取組みをサポートします！

（北海道担い手育成総合支援協議会、北海道庁発）

【4】平成17年度は9.25%の付利！～農業者年金

【1】集落営農組織による機械等の共同利用を支援します！

集落営農の組織化に向けてご尽力なさっている皆様、集落内の農家の農業用機械の処分でお困りではないですか？

また、集落営農組織での規模拡大に併せて農業用機械の大規模化をお考えではありませんか？

農林水産省が昨年6月に公表した集落の代表者の方を対象とした調査結果によると、集落営農の組織化の問題点として、集落のおよそ26%の方が、「個々の農家で所有している機械等の処分への抵抗感」と回答されています。同じく21%の方が「集落営農の組織化には、農業用機械等の処分や整備に対する支援が必要」と回答されています。

そのような悩みを抱えている集落の皆様、農業委員会やJAの皆様、「集落営農育成・確保緊急整備支援」をご存じですか？

農林水産省では、集落営農の組織化を目指している集落や、集落営農組織の法人化や規模拡大を支援するため、トラクターや田植機、コンバインなどの農業用機械の新規導入に係る経費の2分の1の交付金を交付する事業を行っています。

また、この事業では、集落内の個人用機械の処分に当たって、中古販売に必要な査定経費や、一時保管に係る経費、廃棄処分に必要な産業廃棄物処理経費などの経費に対しても2分の1の交付金を交付することができます。

このたび、この事業の仕組みを分かりやすく説明したパンフレットをご用意しま

したので、是非ご覧下さい。

<http://www.maff.go.jp/ninaite/menu3/hardpanf.pdf>

- ・ 問い合わせ先：農林水産省経営局経営政策課農業法人班  
各地方農政局生産経営流通部経営課

(今回ご紹介したパンフレットに電話番号を記載しています)

- ・ 本事業を含む「集落営農の組織化・法人化」を支援する各種事業の概要については、農林水産省担い手ホームページの「ハツラツパンフ」をご覧ください。

[http://www.maff.go.jp/ninaite/p\\_haturatu.pdf](http://www.maff.go.jp/ninaite/p_haturatu.pdf)

## 【2】品目横断的経営安定対策Q & Aコーナー

### 【特例関係】

Q：経営規模要件の特例基準について、都道府県知事から国への申請は、いつ行えばいいのですか。

A：物理的特例及び生産調整特例については、都道府県知事からの申請を踏まえ、国が特例基準を設定・変更します。

申請時期は、19年産については18年7月20日まで、20年産以降について

は収穫前年の4月20日までとしています。

なお、特例基準は、原則として3年間固定することとしています。

Q：経営面積が小さくても、付加価値の高い経営を行っている場合は、対象になるのですか。

A：小規模であっても、有機栽培や複合経営などにより相当水準の所得を確保している経営については、効率的かつ安定的な農業経営に向けたスタートラインに立っていると考えられるため、対象となることがあります。

具体的には、農業所得(米、麦、大豆のほか、果樹や畜産などすべての農業所得を合計したもの)が、市町村基本構想の半分を超え、対象品目の収入、所得又は経営規模が、農業経営全体の概ね1/3以上の経営は対象となります。

なお、この特例(所得特例)の具体的な緩和方法については、平成18年6月27日に、「品目横断的経営安定対策実施要領」([http://www.maff.go.jp/ninaite/menu8\\_law.html](http://www.maff.go.jp/ninaite/menu8_law.html))として公表したところです。

Q：物理的特例の適用地域の捉え方はどうなりますか。

A：適用地域は、基本的に市町村単位で捉えます。ただし、都道府県知事の選択により、旧市町村単位や集落単位とすることもでき、また、経済的同一性、地域的なつ

ながり等がある場合は、市町村を越える範囲を1つの単位とすることもできます。

なお、中山間地域とそれ以外の地域で別々の基準を定めようとする場合は、地域の単位を中山間地域とそれ以外の地域に分ける必要があります。

Q：物理的特例の特例基準の計算に必要となる「集落の田畑面積」は、どのデータを用いるのですか。

A：「集落の田畑面積」は、2005年農林業センサスを用います。

ただし、センサスの「集落の田畑面積」には入会地が含まれるため、これを用いたのでは実態に即した特例基準とならない場合は、農地基本台帳の積み上げにより求めた「集落の田畑面積」を用いることもできます。

### 【3】地域の話題等

集落営農組織育成のエキスパート誕生！

～「いわて農業者ビジネスカレッジ」開校～

（岩手県、東北農政局発）

岩手県では、平成18年度の県単独事業予算で、県、岩手大学農学部、岩手県農業会議、岩手県担い手育成総合支援協議会により、「いわて農業者ビジネスカレッジ」を開設しました。

本ビジネスカレッジは、平成19年産から導入される品目横断的経営安定対策に対応し、集落営農の組織化・法人化を促進するため、集落営農組織のリーダーや将来集落営農の核となる農業者等を対象に、地域で活躍する集落営農育成者を養成するもので、6月16日に入学式が執り行われました。

入学式典では、校長である岩手大学農学部長の藤井克己教授から「単なる農業生産者から自立した経営者として育っていくためには、最新の情報を得て、これを分析していくことが必要。絶えまぬ努力を続けられ、これはというものを自分なりに掴んでいただきたい」と励ましの言葉があった後、入学者を代表して奥州市の及川清悦さんが、「幅広く見聞を広げ、相互の研鑽を深め、ここで得た知識と経験を地域農業の発展のために生かせるよう、誇りと志をもって全力で努力する」と将来の地域の集落営農を担うリーダーとして、意気込みを感じさせる力強い誓いの言葉があり、11市町村から応募した25名の入学が許可されました。

本ビジネスカレッジは、平成18年6月16日から平成19年1月31日まで開かれ、「経営者論」、「集落営農の組織化・法人化論」、「集落営農の財務・会計管理」等、総論的なものから実務的なものまで計16回の講義が準備されており、全52単位中32単位を取得するとともに卒業論文を提出し、本課程が修了となります。

本ビジネスカレッジに入学された方には、集落営農育成のエキスパートとして、学んだことを存分に活かし、地域の農業者とともに岩手県農業の多様な可能性を示

すことが期待されているところです。

・問い合わせ先：岩手県農林水産部農業振興課（TEL：019-629-5641）

経営の法人化に向けた取組みをサポートします！

（北海道担い手育成総合支援協議会、北海道庁発）

道担い手育成総合支援協議会は、6月13～21日にかけて、農業法人設立希望者や市町村、農業委員会、農協、普及指導センター職員等を対象として、札幌、北見、旭川、函館、帯広の道内5箇所で農業法人設立研修会を開催しました。

農業経営の法人化は、経営管理能力や資金調達力の向上、就業条件の整備による優れた人材の確保などのメリットが期待できることから、道協議会では、これまでも積極的にその推進を図ってきたところですが、品目横断的経営安定対策の導入に当たり、個別経営のままでは対策の対象者としての規模要件を充足できない経営体について、複数戸による農業生産法人設立・加入への誘導や、経営規模が小さな地帯や担い手不足が深刻化している地域における農業の核となる特定農業法人等の育成を進め、地域農業の活性化につなげていく必要があると考えています。

対策への対応として、法人化の検討が地域段階において速やかに開始されることとなるよう、今回の研修会は、例年より時期を早めて開催しており、法人制度の概要等とともに、対策の対象となり得る特定農業法人や、集落営農組織等についての説明をしたほか、法人化志向者に対しては個別の相談を行っています。

法人化に向けた相談活動や支援策については、引き続き道協議会で行っておりますので、研修会への参加の有無にかかわらず、ご相談ください。

・問い合わせ先：北海道庁（TEL:011-231-4111（内線）27-372）

#### 【4】平成17年度は9.25%の付利！～農業者年金

（独）農業者年金基金は、平成17年度の運用実績に基づき、加入者お一人お一人への運用収入の配分（付利）結果を、6月27日に「平成17年度運用（付利）結果のお知らせ」（付利通知）として、直接送付しました。

農業者年金の新制度は、納めた保険料等とその運用収入が将来受給する年金の原資となる仕組みであるため、基金は、毎年3月末現在で付利を実施した結果、いくら積み立てられているかを付利通知によりお知らせしています。

平成17年度は、内外株式の好調を背景に、個人ごとの保険料などの運用額（1年間の平均）に対して9.25%の付利を行うこととなり、3年連続してプラスの実績を収めました。

付利額は、加入実績に応じて異なりますが、例えば、新制度発足当初（平成14

年)から加入し、毎月2万円の保険料を遅滞なく納付された方の場合、平成18年3月末時点で、保険料累計100万円に対し、付利額の累計は11万7,768円となります。

基金では、今後とも安全かつ効率的な運用に努めるとともに、その透明性を高めるため、付利通知のほか、ホームページで運用状況などの情報提供を行い、信頼される資金運用に努めていくこととしています。

- ・ 農業者年金に加入したい方、詳しい内容を知りたい方は、お近くの農業委員会またはJA、農業者年金基金にお気軽にお問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金 (TEL: 03 - 3502 - 3199)

<http://www.nounen.go.jp/>

#### < 編集後記 >

先週の改訂で「雪だるまパンフ」の表紙がガラリと変わったことについて、周囲の反響が予想以上に大きいことから、今回は、パンフの作成者から表紙の秘密を語ってもらいました。

#### ～ 雪だるまへの想い～

平成17年1月以降、新たな経営安定対策の周知とその導入に向けた担い手の育成を加速化するため、様々なパンフレットを作成してきました。

これらのパンフは、本対策の検討が進むにつれて、盛り込むべき内容が徐々に増えてきましたが、皆さんが気軽に手にとって読むことができると、できる限り多くの図解や絵を用いるとともに、その表紙も、春の桜から始まり、夏のかかし、秋の柿と季節感あふれる馴染み深いものとしてきました。

平成17年10月、「経営所得安定対策等大綱」により本対策の大枠が示され、認定農業者に加えて集落営農組織が対象となったことを受け、みんなでがんばろう！一つになれば形ができる！との想いを込め、冬場の各地域における説明会で活用していただこうと、雪だるまを表紙にしたパンフができました。

この雪だるまの表紙については、一部の方からは「春になったら溶けて無くなる」などのご指摘もいただきましたが、これまで「雪だるまパンフ」の愛称で多くの方々手にしていただくことができました。

今回、新しい対策を制度化する法律が成立し、雪だるまパンフの内容の更新にあわせ、季節も変わったことから、表紙も「雪だるま」から「雪だるマン」と装いも新たになりました。

雪が溶け、緑あふれる季節となり、中から現れた力強い担い手のイメージとして「雪だるマン」を表紙にしたことは、本対策の対象者となるのがゴールではなく、あくまでスタートラインに立ったところであり、これから力強い担い手へと成長し、自らの成功と共に、各地域、さらには我が国の農業を背負って立っていただきたい

との想いを込めたものです。

長くなりましたが、本対策のすべての対象者が、力強い担い手となっていくことを祈念して、結びの言葉とします。

- 雪だるまパンフ編集担当 -

当メルマガでは、皆様に活用されるメルマガを目指し、担い手育成活動の優良事例等を紹介していきます。皆様の地域での事例、ご意見、メルマガの感想等を下記アドレスまでお寄せください。

電子出版：担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン

発行日：随時発行（週1回程度）

発行元：農林水産省 経営局 経営政策課

お問い合わせ先の電子メールアドレス： keiei\_seisaku@nm.maff.go.jp

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

<http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～品目横断的経営安定対策を含む担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

<http://www.maff.go.jp/ninaite/>